

とば 市議会だより

発行 鳥羽市議会
平成16年2月1日

ホームページアドレス <http://www.city.toba.mie.jp/gikai/gikaiindex.htm>
電子メールアドレス gikaizimukyoku@city.toba.mie.jp

一般・特別会計決算を認定

十二月定例市議会

平成十五年第四回定例市議会は、十二月二日開会し、十五年
度一般・特別会計補正予算七件をはじめ、鳥羽市離島振興対策

実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定、
鳥羽市分課組織条例の一部改正など条例十二件、市の区域内に
新たに生じた土地の確認についてなど一般議案四件を審議の結
果、いずれも原案どおり可決しました。その他請願一件を採択、
議員提案の鳥羽市議会議員定数条例の一部改正など三件を可決、
十四年度各会計歳入歳出決算は特別委員会を設置し、原案どお
り認定して十二月二十二日閉会しました。



「どっこいしょをおどったよ」 答志小1年 やま した ひ な
山 下 妃 菜



この定例会での一般質問は五日・八日に行われ、八人の議員が諸問題について市当局の考えを質しました。そのあらまは次のとおりです。

坂倉紀男議員 次の件について答弁を求める。

震災が加茂川流域に与える影響について

- 問** 震災や津波が、加茂川流域の堤防、橋梁等に与える影響について次の点をきく。
- ① 安楽島橋下流域に放置されている海洋掘削用支柱の撤去について
 - ② 加茂川にかかる橋梁及び橋脚の耐震精査と耐震補強について
 - ③ 鳥羽警察署及び鳥羽消防署への出入り口にかかる橋梁の耐震精査と落橋対応について
 - ④ 赤崎神社から落口川まで

の堤防高について
⑤ 警察署、消防署がある石代地区を取り巻く堤防高と強度について

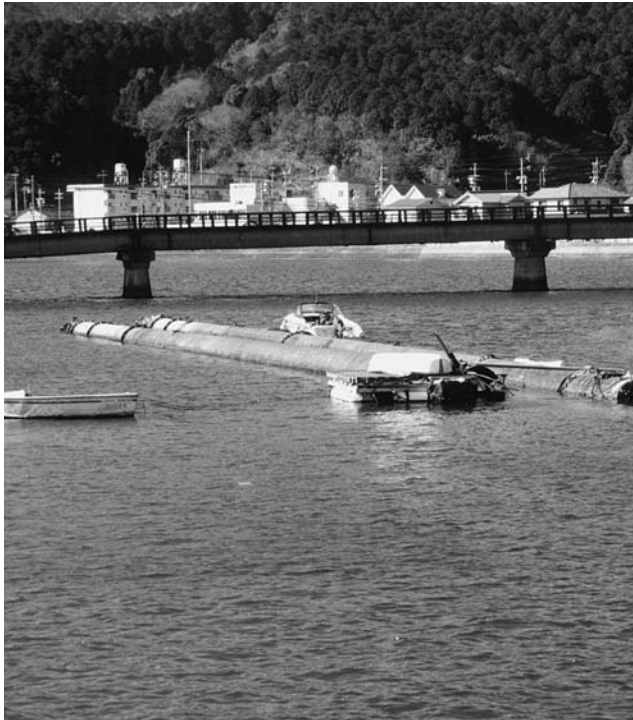
市長 ① 放置されている海洋ボーリング用支柱が、津波で流れ出すと安楽島大橋の橋脚等に被害を及ぼすことも十分考えられるので、河川管理者の県に対し早急に撤去するよう強く要望している。

② 加茂川には県又は市が管理する十三橋があるが、そのうち県管理の五橋中、四橋が落橋防止対策を施している。しかし、その他の橋については、耐震診断をしていないの

が実情であり、県に対しては引き続き対策工事を要望し、本市においては幹線道路にかかる橋から落橋対策を進めていきたい。

③ 国道の落口川にかかる落口橋は、長さ七メートルと短く、高さも低いことから仮に落橋しても仮復旧が可能であると判断できる。しかし、この橋は、災害時には拠点となる施設への重要な通り道となるので、落橋した場合を想定して、国道から別ルートでの進入路も検討していきたい。

④⑤ 赤崎神社から落口川までの堤防の高さは、加茂川災害復旧助成事業で計画された



加茂川河口に放置されている支柱

道路維持について

大雨による洪水予測水位より低い。また、石代地区を取り巻く堤防の高さは洪水予想水位より高くなっているが、堤防の護岸強度については、県が補強工事を行ったところである。これらの堤防の背後には、住宅や災害時の拠点施設があることから、堤防のかさ上げや護岸の補強工事を今後県に要望していきたい。

木村幸夫議員 次の件について答弁を求める。

問 大震災が予測される今、道路維持費の増額が急務であると考えるが、次の点をきく。

- ① 町内会要望箇所を整備できない現状と危険箇所の状態をどのように見ているのか。
- ② 避難経路や通学路の整備計画は。
- ③ 救急、救命の中核となる警察署及び消防署からの出入り口が二カ所以上必要ではないのか。

建設課長 ① 二百三十カ所ほどの要望があり、特に危険な所から優先的に順次工事を実施しており、これら要望の

うち百十カ所は工事に着手又は完了をしている。その他百二十カ所については未着手であり、そのうち四十二カ所は道路維持では対応できないものもあることから計画的に対応していきたい。残る七十八カ所については、町内会と協議をして順次工事に着手していきたい。

② 通学路や避難場所への道路の安全性については、今後町内会と相談し、市道については特に危険な箇所から整備を図っていきたい。

③ 国道から消防署、警察署など救急、救命の拠点施設への二カ所の出入り口の設置については、私有地の利用も含め、検討していきたい。

山下伴郎議員 次の件について答弁を求める。

離島振興について

問 本年四月から新たな離島振興法が施行されている中、次の点についてきく。

- ① 離島振興法を活用したこれまでの振興事業及び今後の諸事業について
- ② 離島における産業廃棄物処理コストの負担軽減策につ

いて

③ 離島住民が抱える諸課題の相談窓口の一元化について

市長

① これまでは、水産業の振興を図るため、生活基盤である漁港整備など社会資本の整備を実施することによって、定期航路、情報通信などのアクセス基盤や水道、医療など生活関連の整備が進められ、離島の環境も改善されてきた。今後の事業としては、新しい離島振興法の目的でもある創意工夫による離島地域の自立的な発展の促進ということで、自然公園等整備事業を初めとする観光振興や生活環境の整備に加え、主要産業である水産業と観光産業の連携など、これからの振興策について積極的に取り組んでいきたい。

企画課長 ② 離島振興法に基づき廃棄物にかかる補助制度は確立されていないが、緊急地域雇用創出特別基金事業の活用が可能であれば、県と連携しながら対処したいと考えている。さらに、国・県にも諸事情を説明しながら対策を講じていただくよう強く要望したい。

③ 現在は離島振興担当の企画課にご意見をいただきながら、その課題について担当課や県などと調整を行い、対応しているが、島民のご意見をいただく機会の拡大を図るという観点から、要望があれば国・県・市の離島振興担当者とともに島に赴き、声を直接きかせていただきたいと考えている。

山本泰秋議員 次の件について答弁を求める。

夜間診療所の開設

について

問 本市には夜間において初期医療すら受けられる体制がないが、夜間診療所開設について次の点をきく。

① 開設へ向けての進展はあったか。進展がないのならその理由は。

② 夜間診療所の必要性をどのように考えているか。

市長 ① 夜間診療所の開設については地元医師会や民間医療機関の協力が不可欠であるが、市内開業医の多くは、医師一人ということもあり、進展をみていないのが現状である。

② 開業医等の現状を考えると大変難しく、現状では、一

次医療体制の充実と、近隣市町村や二次医療との一層の連携、救急医療情報システムの有効活用を図り市民生活の安定向上に努めたい。

戸上幸子議員 次の二件について答弁を求める

鳥羽小学校の建設

について

問 移転地を探したが、確保できず、現在地へ改築するということであるが、再吟味を求める声が出ている中で次の点をきく。

① 土地の確保は長期的計画性が必要であるが、いつから本格的に着手したか。

② 市長、教育長は鳥羽城跡保存管理計画書に則して判断すると答弁してきたが、そのようにしたのか。

③ 移転地を確保できなかったのは主に財政理由としていたが、現在地での改築と四移転候補地へ新築した場合の財政負担比較をしたと思うが、どうなっているか。

教育長 ③ 鳥羽二丁目地内のスカイライン入口付近の土地については、当時の計画では坪当たり約三十万円で高

額になることから断念している。再度平成十三年にその土地を検討したが、財政上困難であると判断した。十二年には池上公園地及び周辺地を調査したが、保育所の移転用地としての活用、都市計画法に基づき都市公園としての土地利用が位置づけられていることから学校用地としては適さないと判断した。三つ目の小

浜町地内の旧市営グラウンド付近の用地は、造成しても面積が狭く、予想を超える高さの法面がでてくることから適切でない」と判断した。十四年には鳥羽一丁目の神鋼電機工場内の土地について学校用地に必要な面積が確保できないか調査したが、希望額とかけ離れた金額であり、断念した。

以上のことから現在地に建設することを決定し、城跡との整合性を図るため鳥羽小学校建設整備検討委員会を設置し、現在に至っている。

② 昨年十二月定例会、そして本年第二回、第三回定例会においても、現在地に建てかえると答弁をしている。鳥羽小学校建設整備検討委員会では「今の位置へ新しく建てる」ということで県教育委員会と確認をしているが、県教育委員会文化財保護チームからは「基本は移転が望ましい」と

同時に、現在の建物に文化的価値があるとして「教育環境を確保しながら、建物の活用が望ましい」との指導を受けている。

市長

② 現時点では県と調整していく所存であるが、議会の意見も踏まえ、再検討もしながら、一刻も早く学校建設を完了したい。

広域連合のし尿処理

施設建設について

問 住民が懸念している次の点をきく。

① 住民への情報公開、ごみ処理施設との分離、徹底した環境保全が不可欠であるが市長の見解は。

② 現在候補地検討をお願いしている白木町で反対の声があるが、根本原因をどう分析しているか。

③ ごみ処理施設は将来においても増設しないという保証はないのか。

④ 放流水に含まれる塩素などの環境への影響をどう判断しているか。

⑤ 安久志の下水道用地が候補地に該当しない化学的根拠は何か。

問 低迷する鳥羽市の観光産業の活性化には誘客対策は欠かせないと考えますが、本市の対応策についてきく。

① 市内への外国人観光客の現状と今後の目標は。

② 外国人旅行者のニーズは何か。鳥羽市の売りでPRをどう行うのか。

③ 受入れのための今後の施策は何か。また、推進体制をどう考えているのか。

④ 蘇州・上海交流の旅の成果と反省は何か。また、今後どう生かしていくのか。

⑤ 本市の国際交流活動との連携と推進体制をどう進めていくのか。

商工観光課長

① 市内観光施設の利用状況から見た昨年の外国人観光客数は、一万五千人で、ここ数年横ばい状態にあり、今後、官民を含む積極的な誘客活動を推進することで外国人観光客の増加を図っていききたい。

② 旅行者のニーズはそれぞれの国や国民性によっても異なる。個人や小グループでの旅行形態が多く見られる欧米と団体旅行が中心になるアジア地域といったように、個々のニーズを把握する必要があると思う。また、滞在日数によっては、広域観光ル

ートの設定や商品化が必要になってくるが、本市は宿泊地として、国立公園という自然とその自然の中で育まれた食材を大切にしていけることが重要だと思っている。伊勢志摩は古くからのすぐれた資源を抱えているが、欧米やアジア諸国での知名度は低いというのが現状である。今後、各国のメディアへの働きかけなど、三重県観光連盟とも連携をしながらPRに努めていきたい。

③ 中部地域では、二〇〇五年の愛知万博の開催、中部国際空港の開港と本市を結ぶフェリーの就航など、外国人観光客の誘致促進を図る諸条件が整いつつある。これまでも博覧会協会や中部国際空港(株)は協力的体制づくりに努めてきたが、今後も中部運輸局、三重県、旅行代理店など官民を含む諸機関との連携を深めていくとともに、市内での受け入れ体制づくりに取り組んでいきたい。

④ 鳥羽商工会議所を中心に、国際観光・外国人観光客の受け入れ促進を目的とした伊勢志摩地域鳥羽市外国人観光客誘致促進協議会を設立し、蘇州・上海の両市で展示会や相談会などを開催し、市民へのPR活動を初め、官民の旅行社との実質的なつながりをつ

くることができ、これからの相互協力を考える上で極めて意義深いものになったと考えている。また、両市で調査したアンケートの集約を進めているので、その結果も踏まえて全体的な総括をするが、本市のPR、観光産業の振興を図るうえから引き続き積極的な誘客活動に努めていきたい。

⑤ 平成十三年に二〇〇五年鳥羽市戦略プラン作成委員会からの事業提案に示された行動計画に基づき、鳥羽市国際交流協会と連携し、三力年計画で外国人向けガイドボランティアの養成事業を推進している。本年度はガイドボランティアの公募、市内で英語が話せる人材の調査、市内の観光施設等の研修について取り組んでいる。いずれにしても、外国人旅行者誘客対策の中でも受け入れに関するソフト的な部分は、市民団体との連携が不可欠であり、国際関係のボランティア組織の育成に努めていきたい。

鳥羽市の少年非行の

状況と対策について

問 警察による平成十四年のまとめによると、全国で起きた刑法犯で検挙された四〇%

の十四万人が少年であるという。そこで次の点をきく。

① 本市の少年非行の状況はまた、特徴として考えられることとその要因は何か。

② 今後の対策をどう考えているのか。

③ 市青少年育成市民会議の役割をどう位置づけているのか。

教育長

① 鳥羽市内で発生した少年非行の状況というところで、本市の子どもが犯したという解釈ではない。鳥羽警察署資料の十四年一月から十二月までの統計によると、窃盗犯十人、不良行為少年三百二十七人が補導されている。その特徴、要因としては、社会情勢の変化への正しい子どもたちの対応の不足、家庭のしつけや家族の対話の欠如など、青少年の行動や心は揺らぎがちとなっている。また、将来に対する夢や希望が見出せないこと、あるいは個性が発揮できず、仲間と群れあう反社会的な行為に走ってしまいう青少年が多くなってきた。

② 青少年の健全育成や非行防止は、行政だけでなく家庭はもちろん、地域や学校を初め、警察など関係機関が一体となって取り組むことが大切

であり、今後とも鳥羽市青少年補導センターを中心に非行防止に努めていく。

③ 鳥羽市青少年育成市民会議は、青少年の非行や犯罪を防ぐだけでなく、社会環境の浄化やスポーツ振興を活性化して、青少年が地域住民とふれあいながらあらゆる面で積極的に参加する明るい健全なまちづくりを進めることを目的とする市民団体と位置づけている。

野村保夫議員 次の件について答弁を求める。

行政改革に伴う住民

サービスについて

問 行政改革による職員数の減員に伴い、住民サービスの低下を招いてはならない。そこで次の点についてきく。

① 出張所長の兼務によるサービスの低下はないのか。また、公金の取り扱いに問題は生じていないか。

② 出張所、保育所、小学校の今後のあり方をどう考えているのか。

③ 住民サービスの向上のためにも、公共料金の支払方法を見直す考えは。

④ 民間委託の活用について

総務課長

① 出張所については取り扱い業務量により、コスト面から職員数を削減し、縮小してきた。その結果、一人体制になることが多いことから、公金については、取り扱い状況の把握を行うとともに公金取り扱いマニュアルを遵守するよう徹底した。また、市税等の納付については市役所窓口で納付される方も多く、さらに口座振替あるいは金融機関での納付の勧奨に努めていきたい。

② 出張所は、さらに縮小して連絡所的なものにし、一部の地域については廃止をすることも考えなければならぬ。その際には市民サービスの低下は極力避け、代替サービス等の補完機能を考慮し、市民の理解を得られるようにしなければならぬ。そのためには、郵便局の活用、コンビニとの連携、自動交付機の設置など、費用対効果の観点から今後の方向について関係各課と協議を進めていきたい。保育所については、保護者や住民の理解を得ながら、統廃合することを検討していかねばならない。ちなみに市児童育成計画においては、十九年度の目標数を現在の十六力所から十三力所としている。

③ 郵便局での支払いにつ

ては、今年度から固定資産税や都市計画税、市・県民税の納税通知書の様式を変更し、東海四県の郵便局でできることになり、来年度には軽自動車税、国保税についても同様の手続を進めていく予定をしている。また、コンビニへの対応は、納付書の変更、電算システムの変更などが必要となり、多額の費用を要することになるので、他市の状況を見極めながら対応していきたい。

④ 厳しい財政状況から、できるものから民間委託に取り組んでいきたい。今後も保育、給食業務、学校用務などについては、在籍職員の年齢構成を見極めながら、職員の退職する時期等を勘案し、民間委託を計画的に進めていきたい。また、民間委託を視野に入れ、当面これらの部門の職員は補充を行わず、必要な場合は嘱託職員、臨時職員で賄うようにしたい。

教委総務課長

② 少子化に伴い子供が減少する地域の学校の今後のあり方については、現在の規模で教育効果を十分に果たすことができるのかを中心課題として、地域の保護者や住民の意見を十分にきき、統合の方向で進めていきたい。

議案質疑

この定例会での議案質疑は九日に行われ、六人の議員が議案について疑問を質しました。そのあらましは次のとおりです。

寺本春夫議員 次の件について答弁を求める。

時間外勤務手当に

ついて

問 歳出の削減に努力している財政難の折、総合計画を立案する企画課が、なぜ時間外勤務手当を補正する必要が生じたのか、代休での対応はできなかつたのか。

総務課長 特に職員数を削減した、かなり厳しい中で職員はやっているが、今後は極力時間外を抑える方法をとっていきたい。

企画課長 基本的には代休で対応しているが、定期的に集中している業務もあり、これまでの執行状況と今後の見込

額の不足分をお願いしている。また、企画課は、総合計画の立案の窓口ではあるが、各行政計画を企画調整するという仕事も行っている。

戸上幸子議員 次の二件について答弁を求める。

職員退職金手当基金**繰入金について**

問 今回の取り崩しにより、基金は底をつく事態に陥るが次の点についてきく。

① 来年度以降、定年退職者と希望その他退職職員数をどう予測しているか。

② 退職手当の年度ごと総額の予測はどうか。

③ 原資をどのように生み出す算段か。

④ 非常事態宣言を含む市民への理解をどう諮るか。

市長 ④ この危機をどう乗り切るかというのが大きな課題であるが、市民の理解を得るための呼びかけを現在検討しているところである。

総務課長 ① 定年退職者数は五年間で六十名である。希望退職者制度の運用についてはあと二年間と考えており、

最近の実績を考慮し、五年以内に定年に達する職員を除くと八名となり、総退職者数は六十八名と予測している。

② 平成十六年度は約四億六千二百万円、十七年度、四億九千六百万円、十八年度、二億四百万円、十九年度、二億円、二十年度、三億三千八百万円である。

財政課長

③ 一番目には人件費の抑制による一般財源の確保、二番目には市税や使用料、手数料などによる収入の確保や事務事業の見直し等により歳出の削減を図ることに。より一般財源の確保、最終的には退職手当債の借り入れにより確保することが考えられる。

行政改革推進室と**人権生活課について**

問 分課組織条例の一部改正について次の点をきく。

① 行政改革推進室について
(1) 行革の推進は何に則って進めるのか。第二次鳥羽市行政改革大綱か。また、市民公表と市民意見の反映はどのようにしていくのか。

(2) 推進室は現在ある行政改革推進委員会、行政改革推

進本部、行政改革推進会議とはどういう兼ね合いになるのか。

(3) 推進委員会、推進本部はそれぞれの条例及び要綱で庶務は総務課が処理することになっているが、別途並行で進めるのか。条例、要綱を変更するのか。条例変更は議会の同意がいるが今議会に提出しないのはなぜか。

② 人権生活課をわずか四年間で市民課の係にしてしまうが合理的理由をきく。

助役 ①(1) 市民意見の反映については、市民を代表する議員の皆さんに相談しながら検討していきたい。

総務課長 ①(1) 第二次鳥羽市行政改革大綱に基づいて

実施していくものであるが、本市の財政状況は極めて厳しく、思い切った行政改革が緊急の課題である。そのため大綱に掲げる項目だけでなく、できるものから取り組んでいかなければならないと考えている。

①(2)(3) 推進室の分掌する事務は、行政改革の推進を初め、事務事業評価や財政健全化に関するなども考えている。また、行政改革推進委員会、行政改革推進本部、行政改革推進会議などの兼ね合

いと条例、要綱等の見直しについては、推進室そのものの役割を三年程度という短期間を想定しているため、すべての庶務を行うかについてはもう少し検討し、改正することになれば、三月議会に上程したい。

② 厳しい財政状況を乗り越えていくため、組織の見直しスリム化を図っていかなければならない。今回の見直しでは、小規模の課や少人数の係を統合している。

橋本真一郎議員 次の件について答弁を求める。

分課組織条例の一部

改正について

問 国土調査室を農林課の係に所管がえをする折、多くの利点を勘案し、効率よい事務執行ができるこのことであるが、なぜ今回、財政課に所管がえする必要があるのか。

総務課長 地籍調査はどの公共事業を行うにも根本となり、その重要性は十分認識しているが、実現には相当な期間が必要である。今回の見直しで市有地の普通財産を管理する財政課に国土調査係を移すこ

とにより、相互の連携を強化でき、よりスムーズな業務の推進ができると期待している。

寺下 進議員 次の二件について答弁を求める。

特殊勤務手当

見直しについて

問 特殊勤務手当は、特に環境的に著しく悪いところで働く人に対して支給されるのがふさわしいと考える。定期船の船長、機関長、診療所の看護師等は資格手当として位置づけをしていった方がよいのでは。

総務課長 本市の場合、一般職と医療職の給料表しかないため、特殊勤務手当で支給せざるをえない。また、諸手当については地方自治法で支給できる手当が定められており、長期的に社会的な情勢を見ながら対処していきたい。

県外宿泊料の一万

二千円は妥当か

問 この改正は民間の実態を調査した結果か。また、市の財政状況も考え、一万円とし、

不足分は領収書をもとに追加で支給するという方法も考えられるが。

総務課長 この金額は県下十三市の下位に位置づけをしたものであり、民間の旅費は市内の二、三の企業には当たったが細かく調査はしていない。今後も社会経済情勢など動向を見ながら、対処をしていきたい。

坂倉紀男議員 次の件について答弁を求める。

都市下水路補修工事

について

問 老朽化によるトラブルが発生し補修工事が必要となったわけであるが、工事の詳細と正常運転ができるような状態になるまでの納期は。

都市計画課長 高潮対応の運転中に二号機が運転不可能となり、緊急修繕が必要となった。見積もりとしては部品が

特殊なもので約百万円程度、工事費が一千万円程度であり、同時に一号機についても点検整備を実施するものである。特殊な部品に数カ月かかる予定であるが、五月か六月の集

中豪雨には対応できるようにしたい。

世古安秀議員 次の件について答弁を求める。

新たに生じた土地の

確認について

問 工事了り時期となぜ確認がとれたのか。

水産漁港課長 当該埋立工事は三カ所に分かれており、順次工事を進めてきたが平成九年度には完成している。土地の確定に向け、隣接地権者との境界等の立ち会いを行ってきたが、公図が混乱していたため事務手続がおくれていた。その後、国土調査による地籍調査の確認ができ、十三年二月に県の竣工認可を受けたが、公図の修正がでずに確認がおくれてしまったものである。

戸上幸子議員 次の二件について答弁を求める。

一般会計歳入歳出決算

認定について

問 決算認定について次の点をきく。

① 予算執行上必要がある場合に限りと限定されているにもかかわらず、幼稚園費の職員手当等から事務局職員共済費などへ流用しているが、理由は何か。

② 一般会計実質収支額が黒字となっており、地方財政法によれば、半分を積み立てるか、地方債の償還財源に充当しなければならぬが、なぜしなかったのか。

③ 教育委員会総務課の決算成果説明は記述が余りにも略記であるが、十三年度の報告記述との違いは。

④ 定期監査等結果報告書によれば、工事の随時監査で抽出した三工事すべてに問題点が発見されており、ほぼ全体に何らかの問題があると見るべきである。しかし指摘されるべき重要事項として指摘がないのはなぜか。

監査委員 ④ 工事監査を実施した中で調査所見として指摘した事項については、担当課は監督員を初め、業者等との協議を速やかに行い、改善すべきところは改善されたと認められた。

財政課長 ② 十五年度当初予算編成における財源確保は、市税収入の落ち込み等により、

十四年度からの前年度繰越金を二億円も予定しなければ予算組みができない状況になってきていた。このような中で積み立てをした場合、補正時に積み立てと取り崩す部分が同時に出て、予算審議を複雑化させることになる。本市においては以前より、三月補正または年度末の繰入金の処理時点で財政調整基金からの取り崩しを少なくする方法等をとってきている。

教委総務課長 ① 十四年度の十二月補正時に見込み違いがあり、不足が生じたためである。

③ これらの管理事業は、健全な維持、管理、運営が目的であり、既に認定いただいている前年度決算と余り変化がないものと思っている。

国保会計歳入歳出決算認定について

問 国民健康保険事業決算認定について次の点をきく。

① 保険給付費が減少した理由は。

② 繰越金の位置づけは。

③ 短期保険証、資格証の発行数は。またそれは収納率の向上に結びついたか。

健康課長

① 国民健康保険制度では前年度まで四月から三月までの診療分を会計年度の区切りとしていた。しかし介護保険制度や老人保健制度は三月から二月ベースであるため、これらとの整合性を図り事務を効率化するため、十四年度から会計年度区分が見直された。これにより療養給付費に係る診療報酬の支払いが十一月分となり約一〇％の減となった。

② 増加の主な要因は、会計年度区分の変更による影響と十二年度、十三年度にわたり未納付となっていた特別調整交付金の特別事情分が交付されたことによるものである。

位置づけとしては、昨年の医療制度改正によって老人保健の受給対象者が七十五歳まで引き上げられることに伴い、七十四歳までの高齢者が国民健康保険制度の対象者となるため、医療費の増加が見込まれる。急激な被保険者の負担増とならないよう繰越金を効果的に活用したい。

③ 十四年十月更新時に、短期証の六カ月証百九件、三カ月証四十七件、一カ月証二十二件、資格証は百四件あった。しかし十五年四月一日時点では、六カ月証三十件、三カ月証四十五件、一カ月証五十四

件、資格証七十九件に変わってきている。短期証、資格証の交付は、保険税を滞納している世帯主等と接触する機会

常任委員会

常任委員会では、十二月定例議会において付託された議案二十四件、請願一件の審査を行いました。

総務委員会

総務委員会で審査の中心となったのは、議案第七十一号鳥羽市分課組織条例の一部改正についてであり、その内容は次のとおりである。

今回の見直しは、思っていたほど大きくなかったという印象である。しばらくすればまたかえなければならぬように思うが、改革のスタンスはとの質疑が出され、当局から、改善委員会の中ではいろいろな意見があり、大規模に一気に改革するかどうかという議論も実際にあった。この分課組織の改正が行革の第一歩と思っており、これで終わるわけではない。次にはこれに基づいて職員の削減計画もつくっていかねばならぬな

会をふやすことにより、滞納者の現状を把握することができ、収納率の向上につながっているものと考えている。

積み上げていく中で、次の段階へと進んでいきたいとの説明があった。

続いて、議案第七十五号鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、県外宿泊料一万二千円の設定は、本市の財政状況を考えたうえでのものか。また、日当については六百円削減し二千円としたが、この根拠はとの質疑が出され、当局から、県下十三市、志摩郡五町の実態を見ながら行った。特に県外宿泊料は、各市ともばらつきがあり、職種、出張先などで差をつけているところがある。本市としては、県下の下位に位置づけることを基本に行った結果、職員の旅費は県下で十二番目に位置づけられ、志摩郡五町よりも低くなっている。また、日当についても県下各市の最低ランクの二千円に合わせたとの説明があった。これに対し、今後も各市等の動

文教民生 委員会

向を調査し、改正すべき点があれば、さらに検討し、減額するとか思い切った宿泊料にしていただきたいとの要望があった。

文教民生委員会で審査の中心となったのは、議案第六十二号平成十五年度鳥羽市一般会計補正予算(第四号)についてであり、その内容は次のとおりである。

民生費の児童福祉総務費委託料、次世代育成支援地域行動計画策定に係るアンケート調査について、どういう事業をするためのアンケート調査かとの質疑が出され、当局から、子育てを社会全体で対応するため、地方自治体と三百人以上の従業員数を抱える企業に行動計画を策定するよう法律で定められたものである。乳幼児の健康支援一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の十四項目について調査したものを県に報告し、国全体でまとめるものであるとの説明があった。

次に、衛生費のへき地診療所費備品購入について、どういふ備品を購入するのかとの

質疑が出され、当局から、菅島診療所へ気管支喘息やタンがきれにくい状態を改善するための超音波ネフライザーと薬を自動的に包む自動分包機を購入する、また、長岡診療所へは、慢性呼吸器疾患等の評価として血中の酸素濃度を測定するパルスオキシメータを購入する。いずれも老朽化による修理不能等であり、緊急性を要するためであるとの説明があった。

次に、付託外ではあるが、鳥羽小学校建設について、九月議会での委員会の意見としては、他の場所へ建設してほしいという意見が大半を占めた。環境のよいすばらしい場所での教育をしていくという考えからも、委員会の意見を尊重していただきたいとの要望があった。また、この議会でも市長は再検討をしながらという答弁であったが、再検討するといふのであれば、今後早急に議会に報告しなければならぬとの意見があった。

経済建設 委員会

経済建設委員会で審査の中心となったのは、議案第六十二号平成十五年度鳥羽市一般

会計補正予算(第四号)についてであり、その内容は次のとおりである。

土木費の住宅管理費修繕料について、市営住宅の給水タンク本体の漏水による修繕費とのことであるが、定期的な巡回点検はしていないのかとの質疑が出され、当局から、清掃業務やポンプの点検は行っているが、屋上にあがっている物の点検は行っていないとの説明があった。それに対して、耐用年数の問題もあると思うが、水に関することなので清掃点検時に、定期的に検査してもらった方がよいのではとの要望があった。また、空き家の解体についてはどのような状況かとの質疑が出され、当局から、現在、市営住宅六百三十三戸のうち、木造住宅が百二十八戸あり、これらはすべて耐用年数を過ぎており、木造はすべて政策的に空き家にしていくという方針をたてている。しかし、解体の予算が、年間、四戸程度しかないで、とりあえず幸丘団地から始め、順次、取り壊しを進めていきたいと考えているとの説明があった。このことについて、取り壊したあとの土地利用はどのように考えているのかとの質疑が出され、できれば引き続き建て替

えていきたいという計画ではあるが、災害時の一時立ち退き場所に利用したり、町内会から畑等に活用させてほしいとの要望もあるので、土地利用の計画ができるまでの間は使っていただくことも考えているとの説明があった。

決算特別 委員会

平成十四年度鳥羽市各会計歳入歳出決算認定について審査が行われ、その主な内容は次のとおりである。

一般会計の歳入、市税について、滞納している人を対象に窓口での納付相談が必要と思うが、その体制をとっているのかとの質疑が出され、当局から、本市は以前から戸別訪問を行っており、その時点で納付相談や納付誓約をお願いしている。これ以上の対策としては、税の公平性から強制的なことをせざるをえない状況にあるが、最近の戸別訪問の中でいろいろな相談もあり、約束手形等での支払いや納付誓約もされてきているとの説明があった。

続いて、歳出の土木費、住宅管理費について、大明東町の市営住宅は高齢者等にとつ

て上の階まで昇るのは大変なことであるが、この対策についてどう考えているのかとの質疑が出され、当局から、これからは四階以上の住宅を新築する場合は、エレベーターを設置しなければならない。現状としては、入居者も高齢化してきており、身体等に障害のある方については申し出があれば、極力、一階、二階が空いた場合、福祉事務所と相談して、住み替えをしていただくような対応を図ってきたいとの説明があった。

続いて消防費について、本市は観光地であり、救急指定病院もなく、これからも救急車の出勤回数は増えていくと考えられるが、救急車の保有台数等、現在の態勢で十分対応できるのかとの質疑が出され、当局から、救急車は二台保有しており、そのうち一台は高規格救急車である。十四年度の搬送件数は千四十七件であり、二台が同時出勤したのは百四十八回あった。この場合、六名が署を離れることになるので、その際には非番者を招集し、次の対応に当たっているとの説明があった。さらに、救急救命士の配置状況はどの質疑が出され、当局から、八名いれば必ず一台に一人乗車できるので、早急に

確保すべく努力していくとの説明があった。

討 論

戸上幸子議員 次の認定について反対討論する。

反 対

議員研修会を開催

市議会では去る十一月二十八日に、四日市大学総合政策学部 竹下 譲 教授を講師



議員研修会

に「地方議会の復権！」（議会・議員の変貌の必要）をテーマに研修会を開催しました。

○認定第二号平成十四年度鳥羽市各会計歳入歳出決算認定について
・一般会計
〈趣旨〉
固定資産税、都市計画税の誤った超過賦課を十四年度は歳入として計上した。是正は十五年度になり、十四年度は誤ったままである。また、市補助金交付規則は、実績報告

書審査後の補助金支出を定めているにも拘らず守っていない。しかも多額の剰余金を持つ団体にさえ補助をするなど法と規則に逸脱している。以上の理由から反対する。

請 願

この定例会に提出された請願の審査の結果は次のとおりです。

《採 択》

「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書の提出を求める請願

意見書

議員から次の意見書が提出され審査の結果、可決されたので国会、関係行政庁へ送付しました。

「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書

日中友好促進第二十五次訪中使節団に参加

日中友好促進三重県市議会

委員会行政視察

所管する次の事項について視察研修を行いました。

○経済建設委員会(11/6～7)
・産業振興事業「竹の径」について (京都府向日市)
・効率良いPRによる観光振興について (滋賀県近江八幡市)

○総務委員会(11/14～15)
・行財政体質改革について (東京都東久留米市)
・子どもを犯罪から守るまちづくり活動について (東京都葛飾区)

議会の主な動き

十月

- ・上海浦東開発区・上海都市企画展覧館
- ・河南省人民政府
- ・洛陽自由市場
- ・少林寺武術学校
- ・邙山区希望工程小学校
- ・鄭州市人民代表大会など

6日 全員協議会

24日 議会だより編集委員会

28日 伊勢志摩地区広域市町村圏議長会役員会(伊勢市)

25日 男女共同参画議会

29日 国際特別都市議会

30日 議長協議会(長崎市)

30日 会派代表者会

6～7日 経済建設委員会行

10日 政視察(京都府向日市他)

伊勢志摩市町村税等滞

納整理組合臨時会(二見町)

11日 会派代表者会

11日 議会運営委員会

11日 三市正副議長会

委員会行政視察

所管する次の事項について視察研修を行いました。

○経済建設委員会(11/6～7)
・産業振興事業「竹の径」について (京都府向日市)
・効率良いPRによる観光振興について (滋賀県近江八幡市)

○総務委員会(11/14～15)
・行財政体質改革について (東京都東久留米市)
・子どもを犯罪から守るまちづくり活動について (東京都葛飾区)

議会の主な動き

十一月

6日 全員協議会

24日 議会だより編集委員会

28日 伊勢志摩地区広域市町村圏議長会役員会(伊勢市)

25日 男女共同参画議会

29日 国際特別都市議会

30日 議長協議会(長崎市)

30日 会派代表者会

6～7日 経済建設委員会行

10日 政視察(京都府向日市他)

伊勢志摩市町村税等滞

納整理組合臨時会(二見町)

11日 会派代表者会

11日 議会運営委員会

11日 三市正副議長会

委員会行政視察

所管する次の事項について視察研修を行いました。

○経済建設委員会(11/6～7)
・産業振興事業「竹の径」について (京都府向日市)
・効率良いPRによる観光振興について (滋賀県近江八幡市)

○総務委員会(11/14～15)
・行財政体質改革について (東京都東久留米市)
・子どもを犯罪から守るまちづくり活動について (東京都葛飾区)

議会の主な動き

十二月

6日 全員協議会

24日 議会だより編集委員会

28日 伊勢志摩地区広域市町村圏議長会役員会(伊勢市)

25日 男女共同参画議会

29日 国際特別都市議会

30日 議長協議会(長崎市)

30日 会派代表者会

6～7日 経済建設委員会行

10日 政視察(京都府向日市他)

伊勢志摩市町村税等滞

納整理組合臨時会(二見町)

11日 会派代表者会

11日 議会運営委員会

11日 三市正副議長会

この議会で審議した案件と結果

(1)

議案番号	件名と主な内容	結果
議案第62号	平成15年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号) 歳入歳出とも4億1,525万円4千円を追加し、補正後の予算総額を106億9,891万8千円とする。主な内容は、給与費等の調整、退職手当、国民健康保険事業特別会計等への繰出金。	可決
議案第63号	平成15年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 歳出は、人件費346万円、療養費負担金383万6千円を追加し、老人保健拠出金2,683万円を減額し、差し引き1,953万4千円を減額。 歳入は、国庫支出金等で3,756万7千円を減額し、繰入金1,803万3千円を追加し、差し引き1,953万4千円を減額。	可決
議案第64号	平成15年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 歳出は、人件費15万6千円、介護保険適正化システム開発業務費843万2千円など4,358万8千円を追加し、歳入は、支払基金交付金などで3,286万5千円、繰入金等で1,072万3千円、合わせて4,358万8千円を追加。	可決
議案第65号	平成15年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算(第2号) 歳出は、人件費1,162万1千円を減額、備船料50万円追加などで1,024万7千円を減額し、歳入は、航路収益の営業収益で1,024万7千円を減額。	可決
議案第66号	平成15年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 歳出は、人件費48万6千円、窒素及びリンの自動測定器設置事業費の確定により340万円を減額し、歳入は、国庫支出金187万円などを減額するほか県支出金76万円を追加し、差し引き388万6千円を減額。	可決
議案第67号	平成15年度鳥羽市老人保健医療特別会計補正予算(第1号) 歳出は、人件費24万円を減額するほか、高額医療費の所要見込みによる医療費支給額で1,089万6千円など差し引き1,193万2千円を追加し、歳入は、支払基金交付金719万6千円、国庫支出金、県支出金308万3千円など合わせて1,193万2千円を追加。	可決
議案第68号	平成15年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第3号) 収益的支出では、人件費1,061万3千円など追加、料金収入の減額に伴う消費税等で243万9千円を減額し、差し引き227万7千円を追加、収益的収入については、料金収入全体で5,454万円等で5,557万円9千円を減額。	可決
議案第69号	鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について 本市の離島振興に資するため、新たに固定資産税の不均一課税の措置を講ずるもので、その特例措置は、税率100分の1.4に10分の1を乗じた固定資産税に軽減し、3年間にわたって不均一課税とする。	可決
議案第70号	職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について 行政改革の一環として、一般職の特殊勤務手当を見直すもので、その内容は、15種類ある特殊勤務手当を整理調整し、その内7項目を廃止し、手当を月額から日額にするとともに、4割の減額をする。	可決
議案第71号	鳥羽市分課組織条例の一部改正について 行政改革の一環として、市役所組織を見直すもので、その内容は、行政改革推進室の新設、市民課と人権・生活課を統合し市民課に、農林課と水産漁港課を統合し農林水産課に、都市計画課をまちづくり課に、社会教育課とスポーツ振興課を統合し生涯学習課とする。	可決
議案第72号	鳥羽市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について 行政改革の一環として、市長、助役、収入役の旅費を見直すもので、その内容は、県外日当1日につき、2,600円を2,000円に引き下げ、県内日当1,300円を廃止し、県外宿泊料1夜につき13,100円を12,000円に引き下げる。	可決
議案第73号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 行政改革の一環として、一般職の旅費の見直しを勘案し改正するもので、その内容は、県外日当1日につき、2,600円を2,000円に引き下げ、県内日当1,300円を廃止し、県外宿泊料1夜につき13,100円を12,000円に引き下げる。	可決
議案第74号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 公職選挙法等の一部改正により、不在者投票制度が見直され、期日前投票制度が創設されたことに伴い、期日前投票所の投票管理者、日額11,200円、同投票立会人、日額9,600円を定める。	可決

この議会で審議した案件と結果

(2)

議案番号	件 名 と 主 な 内 容	結 果
議案第75号	鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について 行政改革の一環として、職員の旅費を見直すもので、その内容は、外国出張の支度料を廃止、県外日当1日につき2,600円を2,000円に引き下げ、県内日当1,300円を廃止し、県外宿泊料1夜につき13,100円を12,000円に引き下げる。	可 決
議案第76号	鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について 国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い見直すもので、その内容は、退職手当の調整措置に伴う調整率を減らす。	可 決
議案第77号	鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について 半島振興法の一部改正に伴い見直すもので、その内容は、新設又は増設の製造事業用設備であって、構成する減価償却資産の取得価格の合計金額が2,300万円から2,700万円を超えるものに引き上げる。	可 決
議案第78号	鳥羽市都市計画審議会条例の一部改正について 行政改革の一環として、分課組織条例の一部改正に伴い見直すもので、その内容は、審議会の事務担当課を都市計画課からまちづくり課に改める。	可 決
議案第79号	鳥羽市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 行政改革の一環として、教育長の旅費を見直すもので、その内容は、県外日当1日につき2,600円を2,000円に引き下げ、県内日当1,300円を廃止し、県外宿泊料1夜につき13,100円を12,000円に引き下げる。	可 決
議案第80号	鳥羽市消防団条例の一部改正について 行政改革の一環として、一般職の旅費の改正に準じ見直すもので、その内容は、県外日当1日につき2,600円を2,000円に引き下げ、県内日当1,300円を廃止し、県外宿泊料1夜につき13,100円を12,000円に引き下げる。	可 決
議案第81号	市の区域内に新たに生じた土地の確認について 公有水面埋立事業により、埋め立てられた土地が新たに生じた土地であることを確認するもので、浦村町地区内4件を確認する。	可 決
議案第82号	字の区域の変更について 上記において確認した土地を浦村町字室崎、字向井、字村内に編入する。	可 決
議案第83号	字の区域の変更について 地籍調査の実施に基づき、字界を整備し、字の区域を変更するため、その区域を相差町字井外坂、字大見、字大坂に編入する。	可 決
議案第84号	三重地方税管理回収機構の設立について 平成16年4月1日から地方税の滞納処分に関する事務等を共同で処理するため、その規約を定め、三重県内の全市町村を構成団体とする。	可 決
請願第 4 号	「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書の提出を求める請願	採 択
認定第 2 号	平成14年度鳥羽市各会計歳入歳出決算認定について	認 定
発議第 8 号	鳥羽市議会議員定数条例の一部改正について 本市の人口の減少、市の財政状況等、総合的判断にたつて次の一般選挙から本市議会議員の定数を3人減らし、16人とする。	可 決
発議第 9 号	鳥羽市議会委員会条例の一部改正について 分課組織条例の一部改正に伴い見直すもので、その内容は、行政改革推進室を総務委員会、市民課を文教民生委員会、農林水産課とまちづくり課を経済建設委員会の所管とする。	可 決
発議第10号	「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書の提出について	可 決